東京学芸大学附属図書館利用要項の一部改正について

改正理由：出陳に関する申合せ「東京学芸大学附属図書館蔵書の出陳に関する申合せ」を設けることにより，関連する要項の改正を行うものである。

改　　正（案）	現　　行
〔省略〕 （出陳） 第１４条　本学蔵書の出陳については，別に定める。 〔省略〕	〔省略〕 （貴重図書の出陳） 第１４条　貴重図書の出陳は，所蔵資料出陳願（別紙様式第12号）により申し込むものとする。 〔省略〕